

令和5年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和5年12月8日(金曜日)
午前9時59分 開会

総務部総務課長 平野 太一 君
総務部総務課長補佐 上村 名津美 君

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 村 上 孝 徳 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 西 田 正 志 君

農業委員会会長 畑 雄 二 君
農業委員会事務局長 高 橋 修 也 君

監 査 委 員 西 尾 正 君
監 査 事 務 局 長 橋 本 光 明 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前9時59分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 松山教宗議員

1番 永森峰生議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君これより、次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告書により、順次発言を許します。

13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員 令和5年度第4回定例会

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎出席議員（14人）

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
総 務 部 長 猪 谷 憲 恭 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保健福祉部長 川 西 勝 幸 君
経 済 部 長 土 屋 貴 久 君
都市整備部長 清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎 君
消 防 長 菅 原 利 彦 君

において、大綱3点について市長並びに教育長に伺います。

大綱1点目は、経済行政についてであります。

まず1点目は、ふるさと納税の現状についてであります。本市のふるさと納税については、これまでの経験を生かしつつ、5、6年前に再構築したことにより、ここ数年は右肩上がりで全国からの寄附金により増額となっている状況が続いているわけではありますが、決算で増額となった分を医療等拠点施設整備基金や各種基金への積立てを行うなど、市民への還元策として有効活用に使われていることは承知しておりますが、本年の第2回定例会において質問をしましたが、今年10月からふるさと納税に対するルールが総務省により変更となったところであり、これには、事務経費の費用が厳格化されたものと承知しておりますが、このルール改正により、本市においてどのような影響があるのか。また、現在の寄附額は前年比でどのような状況になっているのか。さらにリピート率の状況などについて、市長に伺います。

2点目は、商工業振興基金の現状についてであります。令和5年度の当初予算において、新たに設置された商工業振興基金については、当初の1億円から第4回臨時会において、5,000万円と減額されたところであり、この基金について、「雇用の維持及び創出を図るとともに、地域経済活性化に要する費用の財源に充てるため」として条例に定められております。これは地域経済活性化やまちづくりを考える上で、商工業者にとってとても期待の高い基金であり、今後しっかりと活用され、持続可能なまちづくりへとつながっていくも

のと考えております。そこで、新たに創設された商工業振興基金を活用した商工業の振興施策について、これまで商工業関係者や関係団体との協議経過や運営基金の設置など、現状でどのような経過になっているのか。また、令和6年度に向けてどのような活用を考えているのか、市長に伺います。

3点目は、美唄国設スキー場についてあります。スポーツ振興において、先の新聞報道等でもあったように、柔道では、峰延小学校出身の永山竜樹選手がパリオリンピックへの最後の1枠を獲得するなど、美唄から世界での活躍が期待をされます。美唄国設スキー場においては、国の競技としても、将来のオリンピック選手が生まれる可能性の期待をするとともに、人を呼び込み、地域の活性化にも期待ができることから、まちを挙げて応援することが必要と考えており、大いに盛り上げていただければと思います。現在、美唄国設スキー場の再開発のため、マスタープラン、整備計画が進んでいることは承知しております。近年、ウィンタースポーツの人気が出てきておりますが、道内では相次ぐスキー場の閉鎖が続きました。しかし、当国設スキー場においては、構造上、駐車場が少ないにも関わらず、利用来場者数も多く、今後、整備費用、財源など、予算上での懸念はありますが、整備が急務であることは理解できます。その中、コロナ禍に目途が立った世界中では人の移動が急回復し、日本においても2019年の水準に戻り、国内外観光客が多く動いております。本市では、冬季間の状況として、ゴルフ5カントリー美唄コースでは、5年ほど前からまちづくり団体とともに企画し、新たに進めてきた

スノーランドが今シーズンも開会予定であり、北海道の地の利を生かしたスノーアクティビティーとして、国内外観光客、特にインバウンドが今シーズン5,000人以上来場予定という話も聞こえますし、スポーツ振興の取組の一環としては、スノーマラソンやクロスカントリ大会も含めた、また、スキー大会などが予定されております。その中、美唄国設スキー場の施設利活用については、地域活性化企業人制度を活用し、リニューアルに向けた整備計画策定支援や冬のスポーツ振興に関する事業支援として、本年3月より世界スキー大会につながるゴールドウィン・ナスターレースユースドリームグランプリ大会が開催されております。これはクラスごとに分かれた大会として、障がいのある方のクラスもあり、選手91人、大会関係者などを含め、多くの来場者があり、この大会で優勝した選手が世界大会で金メダルを取るなど、美唄で開催された大会から世界につながった大会でもあり、本市にとっても大きなメリットであったものと考えております。この大会は、道内では美唄のみ、道外では白馬において開催され、道内にスキー場が多くある中、本市で開催された意味は大きく、今後においても重要な大会であると考えます。そこで、美唄国設スキー場の昨シーズンの実績状況と、現在進められているスキー場の整備計画の進捗状況、そして整備後を見越し、市内外の方に活用してもらえるような大会などの誘致や取組状況などについて、市長に伺います。

大綱2点目は、地域公共交通についてであります。

まず1点目は、地域公共交通の役割について

です。現在、市民の暮らしを守るため、地域公共交通として市民バスや乗合タクシーが運行され、日々の買物や通院の足として役割を果たされていることと思いますが、コロナ以後における生活スタイルの変化や、昨今の物価高騰などにより、利用者収入が減少し、燃料費などの経費が増加していることに加え、新たに夜間交通支援事業なども始められ、ますます地域公共交通に係る事業費が増額傾向にあると考えております。そこでお伺いしますが、最初に、本市においては、地域公共交通の果たすべき役割はどのようなものがあるかと認識しているのか。また、地域公共交通としてどのような事業を行い、10年前と比べて、事業費の全体額はどのように変化しているのか市長に伺います。

2点目は、A I デマンドバス導入に向けての進捗状況についてであります。本市の持続可能なまちを目指す中において、地域交通の維持運営は非常に重要であり、人口減少が進む中にも本市の面積は変わらず範囲も広く、市街地への移動手段として失くすことのできない公共サービスであり、令和4年第1回定例会において、当時、策定中であった地域公共交通計画について質問した際、A I デマンドバスの導入やバスの小型化などについて質問し、同年11月には、議会の常任委員会で先進地視察として、滋賀県の東近江市に行くなど、これまで本市の公共交通の在り方について注視をし、質問してきました。市長の選挙公約の中には、公共交通について掲げられ、市民の交通手段の確保を目指していると考えますし、市民も期待しているところであると考えます。そこで、近隣の地域公共交通の在り方

を見ますと、南幌町においては予約制バス、いわゆる今お話ししましたA I デマンドバスが先駆的に導入し、取り組まれておりますし、本年11月には、名寄市においてA I デマンドバスの施策が導入され、実施されているという報道を受けております。そこで、市民生活に密着し、持続可能なまちを目指す上で、地域公共交通を守るための予約制のA I デマンドバスシステムの導入はいち早く進めるべきであり、行政サービスの効率化を図るべきと考えますので、現在の進捗状況、また今後のスケジュール感について市長にお伺いします。

大綱3点目は、教育行政についてであります。

1点目は、小中学校の暑さ対策についてであります。本年9月、第3回定例会において質問をいたしました、ここ数年の夏の厳しい暑さの中で、本年は大変な暑さであり、暑さ対策として、学校での教育環境を整えることは、次代を担う子ども達にとって大切なことであり、多くの同僚議員においても喫緊の課題として考えられておりますし、市内小中学校4校、父母会の要望書並びに署名運動があったように、教職員の皆様も願っているところであり、最重要施策であると考えております。道内を見ても、新聞報道等でありましたように、美唄市が3か年計画で、市内小中学校等に設置することや、岩見沢市や滝川市においても設置に向け早々と表明してございます。先日の記者懇談会において、本市も年度内に予算を計上し、取り組んでいくということですが、具体的にどのように進めていくのでしょうか。前定例会では、できるだけ早い段階で設置していくという旨の答弁でありましたし、先日の美唄中学校3年生のこの

本会議場での体験学習会でもありましたように、中学生からの質問もありました。そのときの答弁とすれば、教育部長が同じ答弁をされておりました。繰り返しになりますが、喫緊でスピード感が大事であり、市民が非常に注目をしている施策であると思います。そこで、エアコン、クーラーの設置について、具体的工事内容として全教室なのか、各校の工事や設置スケジュールは同時なのか、また、次年度夏に間に合うのか、また財源はどのようなになっているのか、具体的にどうであるのか、教育長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) ふるさと納税についてであります。令和5年6月27日に総務省より運用基準の見直しが示され、新たな基準による運用が令和5年10月から適用されたところであります。これまでは、寄附金受領証の発行やワンストップ特例に係る申請書の受付事務など、募集に付随して生じる事務の費用については、募集に要する費用には該当しないものとして、取り扱われておりました。しかし、このルール改正により、これらの経費が全て該当となり、本市においても、寄附金額の5割を超えてしまうことから、その基準に対応した取組として、現在、募集に要する費用などの見直しを行っております。また、返礼品の率の見直しなど、さらに必要な対策について精査しているところでございますが、今後、寄附金額の減少につながるなど、影響が出てくるものと懸念されるところであります。次に、現在の寄附金額につきましては、令和5年11月末現在での申込ベースで申し上げますと、約15億円となっており、昨年同月末と比べますと、約1.5倍となっているところ

であります。なお、リピート率につきましては、令和2年4月から令和5年11月末までの集計で申しますと、23.2%となっているところであり、さらにリピーターを増やしてまいりたいと考えております。今後の見込につきましては、毎年、寄附が多くなる12月の状況にもよりますが、昨年度以上の寄附が期待されるところであり、補正予算についても、適切な時期に対応してまいりたいと考えております。

次に、商工業振興基金についてであります。本基金につきましては、当初1億円を5,000万円に減額する補正予算を先の臨時会において議決いただいたところであり、この商工業振興基金の設置目的といたしましては、「雇用の維持創出を図るとともに、地域経済の活性化に要する費用の財源に充てる」と、美唄市基金条例に明記しております。このため、基金の目的を達成することができる既存事業のほか、商工会議所、観光物産協会、建設業協会などからの要望も踏まえ、令和6年度事業を検討しているところであり、基金運営委員会の設置につきましては、基金の積立を本年度末に予定していることから、その状況を見ながら、商工業の振興につなげるための事業について、関係団体や商工業者と協議をしながら、基金運営委員会の設置と併せて検討してまいります。

次に、美唄国設スキー場についてですが、美唄国設スキー場の昨シーズンの実績と整備計画の進捗状況につきましては、令和4年度における美唄国設スキー場のリフト輸送人員が16万8,104人、1日の平均は1,932.2人となっており、前年度と比較しますと、1日の平均リフト輸送人員は同程度で、利用料金収

入は104.9%の増となっております。次に、スキー場の利活用についてであります。現在、整備事業を見据えた基本構想策定中であり、今後については、次年度以降において予定する基本計画や実施設計等を踏まえた中で、計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。また、大会の誘致や取組状況につきましては、毎年、シーズン前に市、指定管理者及び美唄スキー連盟の3者により、シーズン中の大会などのイベント等について協議、確認を行いながら、運営してきており、スキーやスノーボード競技の全道大会や小中学校のスキー授業の誘致などを行っているところであり、ナスターレースユースドリームグランプリ2023の大会につきましては、経済部に所属していた地域活性化企業人とのつながりの中で開催された大会で、91人の選手のエントリーや大会関係者を含めると数100人にも及び、経済効果の大きい大会であったと認識しております。

次に、地域公共交通の役割についてですが、本市の公共交通は、都市間はJRや中央バスにより移動し、これらの公共交通機関と美唄駅で接続する形で、市民バス、南美唄線、乗合タクシーの運行により、きめ細やかな公共交通サービスの実現を目指しているところであり、令和4年策定の「地域公共交通計画」においては、「広域幹線」としてJR函館本線、「地域内公共交通」として中央バス、市民バス、南美唄線及び乗合タクシー、「補完交通」としてタクシーなど、交通系統ごとに、通勤、通学、通院、買物など、役割について明記しているところであり、次に、本市が行っている地域公共交通に係る事業とし

しては、市民バス及び乗合タクシー運行に対する補助、中央バス及び南美唄線の収支不足額に対する補助、さらに令和4年度からは、夜間交通に対する支援を新たに始めたところがあります。事業費については、10年前の平成25年度は年間3,300万円、その後は、ほぼ同程度の事業費で推移していましたが、令和2年度から市民バスの修繕費等が増加したことに加え、令和4年度から開始した夜間交通対策支援事業により令和4年度は年間6,400万円となったところがあります。

次に、A I デマンドバス導入に向けての進捗状況についてであります。A I デマンドバス導入につきましては、「地域公共交通計画」に基づき、現在、実証運行の走行範囲などの検討を進めているほか、併せて、先進自治体の事例等を踏まえながら、実証運行に係る事業費の積算を行っているところであります。今後のスケジュールにつきましては、令和6年度の上期には、実証運行に向けての交通事業者との調整や車両の確保など、具体的な運行に向けての準備を進め、令和6年度の下期を実証運行開始の目標として、様々な課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 初めに、小中学校へのエアコンの設置についてであります。教育委員会といたしましては、これまでの議会議論やエアコンの設置を望む1,400人を超える署名などからも、設置の必要性を感じているところであり、早期の整備に向け、令和5年度中の予算化を予定しております。具体的な内容につきましては、市内小中学校全校の普通教室、特別支援教室、校長室、職員室に

エアコンを整備したいと考えております。工期については、請負業者との工事契約後から4か月を見込んでいるところであり、設置スケジュールについては、契約後に各学校、請負業者と協議してまいりたいと考えております。次に、工事の完了時期につきましては、来年7月末を予定しているところであり、整備の財源については、この度の国の補正予算で示されております学校施設環境改善交付金補助率3分の1を活用するとともに、地方負担分の起債として、充当率100%である補正予算債を活用してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、子ども達が学習に集中できる環境となるよう、早期の完了を目指して取り組んでまいります。

●13番松山教宗議員 まず1点目でありますけれども、経済行政、スキー場についてであります。昨シーズンの来場者数など実績、整備計画の進捗は理解をさせていただきました。実現に向けた大きな財源が必要だと考えますが、財政状況を見据え、その確保を考えながら、まずはしっかりと進めていただければと改めて考えます。そこで、仮に状況が整い、数年後再整備がかなったとして、次に待っているのは、ランニングコストなど持続可能なスキー場として、進めていかなければならないと考えます。そのため、多くの来場者や訪れやすいようなハード面だけではなく、ソフト面での仕掛けや取組など、運営についても同時に考え、整えていかなければならないと考えます。先シーズンから行われているナスターレースユース大会でありますけれど、これは経済効果もさることながら、本市の冬季スポーツイベントの特徴にもなり、今後、

開通予定の道道美唄富良野線を見据えた非常にインパクトのあるユース大会でもあり、地元子ども達、青少年育成としても、冬のスポーツ振興という分野においても重要な大会であると私は考えますが、行政としてしっかりと様々な点から誘致や支援が必要であると考えますが、具体的にどのように考えているのか市長にお伺いします。

2点目でありますけども、地域公共交通についてであります。総事業費の変化については理解をいたしました。既に増加傾向にあること、また、AIデマンドバスの実証運行についても、新たな経費が加わることから、例えば、デマンドバスの小型化、最近、各自治体で導入されていますポンチョバスやハイエース型の小型バスを活用するなど、より効率的で効果的に事業を進め、持続可能で市民の交通手段、利便性の確保を図っていただきたいと考えております。ところで、先ほどの答弁においては、地域公共交通に係る事業として、市民バスの運行や、夜間交通に対する支援などの事業を行っているとのことでしたが、本年度の当初予算において、新たな地域公共交通施策の一つとして、通院バスの運行調査という事業が予算化をされていたと思います。これまでの議会議論でも多くありましたが、そろそろどうするのか、はっきりとすべきであると考えますが、そこで現状の調査等を含めて、市長の考え方を伺います。

3点目ですが、教育行政についてであります。るる具体的な答弁をいただきました。早期の完了を目指して取り組んでいることは、まずは安心をさせていただきました。しかしはっきりといつ、予算計上して進める、年度

内ということでもありますけど、しっかりと次代を担う子ども達のために、本当に重要な施策でありますし、市民に一早く、示すべきであると私は考えますし、既に道内各自治体が導入設置に向け表明をされております。ご承知のことと思いますけれども、エアコン・クーラーの資材や工事業者の人手不足があると既に言われておりますので、早急に進めて、予算確保し、資材や人材確保が必要だと思いますので、具体的にいつ頃考えていくのか、再度、教育長に伺いたいと思います。

●市長桜井恒君 ナスターレースユース大会についてであります。ナスターレースユースドリムグランプリ2024の大会につきましては、美唄国設スキー場で開催されると承知しておりますが、2025年以降の開催会場については、決定されていないところであります。美唄国設スキー場で行われる大会につきましては、市内にある実行委員会組織で主催されるアルペンスキー大会や、美唄スキー連盟が主催する事業など、シーズンを通した計画の中で行われますが、ナスターレース大会につきましては、ユースの世界大会に日本代表を選出する大会であり、全国各地から選手がエントリーし、多くの参加者や関係者が集まるほか、2023年の美唄大会では、選出されたアンダー14の選手が世界大会で優勝するなど、大会を開催する意義や経済効果は高いものと考えており、市といたしましては、ほかの自主運営で開催されている大会との兼ね合いも十分に踏まえながら、支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、通院バス運行調査事業についてであります。各医療機関所在地までの受診動向

を把握した上で、運行路線の選定をすることを目的として、国民健康保険及び後期高齢者医療における市内から市外への受診先状況の調査を行いました。調査結果につきましては、岩見沢市や砂川市など、特定の自治体に受診先の医療機関が集中しているような状況ではなく、受診先が広く分散していたところであります。通院バス路線につきましては、岩見沢市又は砂川市など、いずれか一方面への移動を想定していたところではありますが、複数路線を通院バスとして設定しなければ、医療機関への移動をカバーしきれない状況であり、市内から市外に向けての通院バス路線の選定は困難なものと判断したところであります。通院に係る交通手段の確保につきましては、画一的な方策では大きな効果が得られないことから、通院バスそのものの在り方も含め、検討してまいりたいと考えております。

●教育長石塚信彦君 小中学校のエアコンの設置についてであります。今年の猛暑に象徴されるような近年の異常気象により、北海道内においても年々暑さが増す中、児童生徒が健康で安心して学ぶことができる学習環境の確保は喫緊の課題であり、エアコンの設置の必要性については強く感じているところであります。このため、早期に工事を進めることができるよう整備に要する有効な財源確保や補正予算の計上時期も含め、市長部局と十分に協議してまいりたいと考えております。

●13番松山教宗議員 1点でありますけど、経済行政についてでございます。お答えをまずいただきました。本市において、やはりスキー場の活用、また大きなスポーツ大会、その活用は大きな取組として重要だと思っております。

また、行政がスポーツを活用した取組や支援などを考えていく必要があると、私は十分な支援をしていく必要があると考えます。スポーツとして整備後のスキー場を活用することにより、本市にとって、経済効果も期待され、有効なスポーツ振興施策にもつながるものと考えておりますが、市長の考え方を具体的にいただきたいと思っております。

●市長桜井恒君 スポーツを活用した取組やまちづくりについてであります。まず、スキー場の利活用につきましては、大きな大会を誘致して誘客を促す取組の必要性は感じるものの、12月中旬から3月中旬までの土日は例年、各種事業が行われておりますことから、次年度以降につきましても、美唄国設スキー場での開催について要請がありましたら、関係団体等と協議しながら、適切に対応してまいります。

●議長谷村知重君 松山議員の本件に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書の規定により、特に発言を許します。

●13番松山教宗議員 今、市長からお答えもありました。やはりスポーツ振興全てすごく重要な事柄でもありますし、大変、本市にとっても大事なことであると思っております。そこで、数年前にはスポーツ振興課なるものが設置されておまして、当時東京オリンピックの事前合宿誘致やスポーツ振興、そして様々な大会、合宿誘致などの専門的な課としてありました。本市の公共施設を活用してもらえようようなスポーツ合宿や大会の誘致、私が1期目の時も質問をしてきましたけれども、クライミングも先日整備されて、今後本市のス

スポーツの経済の一翼担う種目でもあり、スポーツ振興施策として、活性化のためにも様々な世界大会につながるスポーツ大会の誘致やその協力、併せて美唄から世界選手が生まれるためにも各種大会を積極的に誘致し、支援し、青少年教育においても重要なことであると考えます。そこでやはり、先ほど答弁いただきましたけれども、やはり今考えると、スポーツ振興、今こそ改めてチャンスが到来しているのかと思いますので、なかなか上手く支援全般が厳しいとすれば、しっかりと進めるためにも、スポーツ施策、振興、全般を担当する課の設置、あるいは所属や職員配置、組織再編など考えて、しっかりと今後のスポーツ振興、あるいは経済全般にかかりますけれども、本市が持続可能なまちづくりとしていくためにも重要であると考えます。それらについて市長の考えを改めてお伺いしたい。

●市長桜井恒君　まずは組織体制についてありますが、令和6年度の組織体制と職員の配置につきましては、令和6年度以降の全庁の重要課題の取組、職員配置と事務量の現況、組織体制上の課題、今後の組織体制の在り方などについて把握するためのヒアリングを10月に各組織に実施したほか、本年11月からは、職員の勤務状況に関する調査を実施しているところであり、こうした調査・ヒアリングを通じて、組織体制等の実態をしっかりと把握する上で、令和6年度以降の適切な組織の在り方を検討してまいりたいと思います。また、スポーツにつきましては、直近で言いますと、永山選手の活躍によって、非常に美唄市全体が明るい気持ちになったというようなところも鑑みますとやはりスポーツの力というもの

の大きさを感じたところであります。美唄には、先ほど言及がありましたクライミングをはじめ、ブラックダイヤモンドズですとか、また高齢者の健康づくりとしての体操、さらには、子どもの体力向上、部活の地域移行など、様々なスポーツには課題解決の必要性がございます。そういった状況の中で体制を市としてどのようにしていくかというところがございますが、先ほど申し上げたようにかなり広範囲にスポーツの力というものの大きさ故に全庁にわたって、様々な事業に関わってくるというところございますので、令和6年度の事業全体を把握しながら、見据えながら、その体制についても、それに合わせて最適なものにしてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君　次に移ります。

3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員　令和5年第4回定例会において、大綱2点について市長にお伺いいたします。

本日は、障がい当事者に対する施策と、そして障がい者をケアしている家族、ケアラーに対する施策について質問をさせていただきます。

1点目は、障害者福祉行政ということで、障害者差別解消法の施行について伺います。正式名称では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律ですが、平成25年6月に制定、平成28年4月に施行されました。国連の障害者権利条約につながる国内法の一つであります。共生社会を目指し、障がい者の差別解消のために、国、都道府県、市町村などの地方公共団体や事業者において不当な差別的取扱いの禁止、そして合理的配慮の提供の義務につい

てうたわれております。昨年、内閣府が行った障がい者に関する世論調査、これは5年ごとにもう7回も行われているものですが、その調査においても、共生社会は当たり前だという考え方が93.9%になっているのに対し、障がい者に対する差別や偏見があると思うと答えた方が88.5%、5年前と比べて差別や偏見は改善したのかの問には、「改善されたと思う」が58.9%、「されていないと思う」が40.4%でした。合理的配慮の提供がないことは差別に当たるかの問いに対しては、64.7%の方が当たると回答しております。そこで、障害者差別解消法の施行から、美唄市として、これまでにどのように取り組んでこられたのかをお伺いいたします。そして、この法律は施行から5年経って、令和3年5月に改正法が成立し、改正障害者差別解消法が来年4月から施行されることになっております。今まで事業者においては努力義務であった合理的配慮の提供が、国や地方公共団体と同じく法的義務に変わります。美唄市としても、相談及び紛争の防止のための体制整備や、啓発活動や情報の収集整理及び提供、地域協議会、自立支援協議会などにおいても、事案を共有するなどの取組が大変重要と考えております。そこで、今回4月から義務となる事業者に対する周知や説明などをどのように取り組んでいるのかをお伺いします。

2点目は、福祉行政ということで、ケアラー支援についてお伺いします。本日は、ケアラーとヤングケアラーをまとめてケアラー支援として質問させていただきます。

ヤングケアラー支援については、過去に同僚議員においても繰り返し質問され、小中学

生を対象とした調査では、本市においては、ヤングケアラーはいない。令和5年1月までに全教職員が北海道教育委員会主催のヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修を受講するという答弁を教育長からいただいております。厚生労働省は、以前より介護者支援ということで、「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」というマニュアルを作成しておりますし、最近においては、こども家庭庁においても、多機関・多職種による連携、ヤングケアラー支援マニュアル、ケアを担う子どもを地域で支えるためにというマニュアルを作成しています。福祉部門が関わることで、高齢や障がい当事者へのサービス提供と並行して、ケアラーの問題に早期に気づき、支援ができるものと期待しております。昨年、令和4年に制定された北海道ケアラー支援条例の一文ですが、少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、老老介護やダブルケア、介護離職など、家族介護を取り巻く課題が多様化する中、ケアラーは家族から頼りにされる一方で、介護に関する悩みや不安を他人に知られたくないという考えから、周囲に相談ができず、心に不安を抱えている場合があります、特に18歳未満のヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないといった理由から支援が必要であったとしても、そのことが表面化しにくくなっている。多くのケアラーが自身の健康面に不安を抱え頼りにできる相談相手や窓口を求めていると回答し、ヤングケアラーの8割は家庭での介護や援助に関する相談をした経験がないと回答しています。こうした状況を踏まえて、ケアラー支援

に関する道民の皆様の理解を深めていただくとともに、個々の事情に沿った支援につなげられるよう、北海道ケアラー支援条例を制定して、昨年4月に施行したとなっております。行政にとっては、ケアラーがなかなか見えてこないことも課題のようです。しかし、ヤングケアラーにつきましては、障がい児の親はケアラー、きょうだいはヤングケアラーということになります。是非、調査の方法を工夫されて、継続的な調査をお願いしたいと思います。また、市内には介護や援助を必要とする高齢者、精神障がい者、知的障がい者、発達障がい者など、その家族達が家族会を作り、支え合いながら、長い歴史を活動されてきたことも事実です。美唄市にケアラーはいます。そのケアラーたちは皆さんご高齢になり、ご高齢でありながらも自分の子どもたちの家族のことを一身に考えて頑張っておられます。家族会は団体ではございますが、できれば家族会に関わり、心を開いていただいて、それぞれ個別の事例として寄り添い、支援していただきたいと思います。ということで、ここで美唄市としてのケアラーの実態と取組について。そして北海道ケアラー支援条例や推進計画との美唄市としての関わりについて。そして、家族会の存在意義と連携支援について、市長にお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 改正障害者差別解消法の施行についてであります。初めに、障害者差別解消法の施行以降の美唄市の取組につきましては、この法律は全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、不当な差別的取扱い

の禁止、合理的配慮の提供など、障がい者差別の解消を推進することを目的に、平成25年6月に制定し、平成28年4月より施行されているところであります。これまで市といたしましては、市の障がい者自立支援協議会にて、情報共有、情報提供をはじめ、市の広報紙やホームページ、障がい者週間での講演会、手話言語条例制定記念事業での上映会等において、障がい者への差別解消に関する市民周知に取り組んできたところであります。次に、改正障害者差別解消法の事業者の取組に対する支援についてであります。令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法において、事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が「義務化」とされていされたところであり、改正内容の「合理的配慮の提供」については、事業者の負担が重すぎない範囲で対応することを求めるところであり、過重な負担となる場合は、事業者は負担が重すぎる理由を説明し、別の方法を提案するなど、個別の事案ごとに話し合い、理解し合うことが必要とされるところであります。市といたしましては、事業者に対し、合理的配慮の提供について、国が策定した対応指針などを参考に、具体例を交えて、広報紙や市ホームページを活用した広報活動及び事業者側への相談体制の構築、さらには、障がい者自立支援協議会において、障害特性に応じた配慮への情報提供などを図り、障がい者への差別解消について、市民の皆様により一層の関心と理解を持っていただき、ともに認め合い、共生できる社会の実現に取り組んでまいります。

ケアラー支援についてであります。美唄市におけるケアラー及びヤングケアラーの実

態と取組につきましては、北海道ケアラー支援条例の中で定義されているケアラーは、「高齢、障がい、疾病、その他の理由により援助を必要とする家族、友人、その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する者」、ヤングケアラーは、「ケアラーの内、18歳未満の者」となっております。ケアラーにつきましては、家族介護者に限定されるものではないことから、市全体における実態把握は難しいものと考えております。ヤングケアラーにつきましては、令和3年度に小学4年生から中学2年生までの児童・生徒を対象に実施した「美唄市子どもの生活実態調査」の結果において、こども家庭庁が示すヤングケアラーに当てはまる児童・生徒はおりませんでした。今後も定期的の実態調査を行うほか、引き続き、個別の相談業務の中で実態把握に努めてまいります。次に、北海道ケアラー支援条例推進計画との関わりについてであります。ケアラー支援については、法律上の規定がない状況にあり、本条例におきましても、市町村は地域の特性及び実情に応じ、条例の趣旨に見合った施策を実施するとされていることから、現在、市では、関係法令に基づく事業や取組の中で、支援が必要なケアラーの早期発見及び相談の場の確保などを引き続き行ってまいります。次に、家族会の存在意義と連携、行政支援についてであります。市内では、高齢者や障がい者などの家族会があり、各家族会は、家族の集いや各種研修会等を主催、後援しております。市といたしましては、家族会に対し、専門職として介護者の皆様に必要な情報等を提供するほか、集いの場所確保について支援

するなど、会の運営をサポートしております。家族会の役割としては、各種サービスを利用している、それだけでは解消できない悩みについて、同じ立場の者同士で気持ちを共有し、明日からの活力とすることが大きな目的と考えます。今後につきましても、介護者同士の交流の場である家族会については、大変重要な活動と考えることから、市としては、自主的な活動に対するサポート的な役割を意識し、支援してまいります。

●3番江川いつみ議員 取組については分かりました。差別解消法ですけれども、改正障害者差別解消法によって、合理的配慮の提供が事業者にも法的義務となったことによって、違反が繰り返し行われるなど、適切な取組が行われない場合は、主務大臣又は地方公共団体の長は、障害者差別解消法第12条に基づき、報告を求め、助言、指導、勧告することができるとなっております。行政措置に至る事案を未然に防ぐためには、主務大臣は、所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針というものを作成しており、各省庁に相談窓口を設け、事業者に対して十分な情報提供をすることとなっております。美唄市においても、障がい担当部局に全てお任せするのではなく、各所管部署で障がい者との共生、障がい者の社会参加を意識し、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて取り組むべきだと思っております。例えば、災害や災害避難場での配慮については、総務課危機管理対策室、市民バスや乗合タクシーなどの公共交通においては、生活環境課など、その部署がどのような配慮が必要で、適切かが十分分かっておられると思いま

すし、その部署で障がい者との建設的な対話を基に、合理的な配慮を作り上げていただきたいと考えております。それについて、市長のお考えをお聞かせ願います。

●市長桜井恒君 合理的配慮の提供に関する市としての対応についてであります。合理的配慮の提供に当たっては、事業者や行政機関等は、障がいのある人から社会の中にあるバリアを除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められ、障がいのある人と事業者等の間でお互いが理解し合いながら、ともに対応策を検討することが重要とされているところであります。また、障害を理由とした差別解消のための支援措置として、法律上、国及び地方公共団体は、紛争防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制の整備を図るものとしていることから、障がい福祉担当課を中心に全庁的に改正内容の周知徹底と相談支援体制の強化に努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員 令和5年第4回市議会定例会におきまして、市長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、行財政改革についてです。

一つ目として、市役所の内部統制の強化についてです。地方自治体におきましては、住民福祉を増進するため、多くの事務事業が執行されています。事務執行の目的を達成するためには、それを「阻害する要因」をリスクとしてとらえ、リスクに対する対策(ルール作りとそれを守っていく仕組みづくり)を講じ

ることが必要だと思います。

そこで伺いますが、1点目として、事務処理などのミス未然に防止するため、また財務や仕事上の誤りに気づき、事前に防止できるような実効性のある仕組みづくりについては、どのように美唄市としては取り組んでいるのか。2点目として、職員の意識の醸成、これについてはどのように図るべきと考えているのか。3点目として、事務処理のミスを防ぐためのシステムづくり、情報漏えいやハラスメント対策も含めた内部統制制度の導入についてはどのように考えているのか伺います。

二つ目として、自治体としての法務能力の向上についてです。近年、法令を厳格に守ることについて、市民の意識が高まり、市に法的根拠の説明を求める場面が増えている現状です。さらに、地域の実情に即した独自の政策を実現することも求められてきております。市民の疑問や要望に的確に対応し、説明責任を果たすためには、法律上の根拠に基づく明確な説明をする能力が職員に必要となります。行政にできること、できないことを的確に判断し、法的根拠に基づく明確な説明ができれば、法的な紛争は回避できる場所であるかなとも思います。

そこで次の2点について市長に伺います。1点目として、職員が法的な判断で困ったときの相談体制についてはどのようなになっているのか。2点目として、法的な内容の研修等における人材育成については、どのようなになっているのかを伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 市役所の内部統制の強化についてであります。初めに、庁内組織の内部統制の現状としましては、美唄市行

政手続条例や美唄市財務規則、美唄市事務専決規程など、内部管理規程の遵守のほか、総合計画や各個別計画等の進捗管理により、「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治法の趣旨を踏まえ、組織として必要な水準を保ちながら、事務の適正な執行の確保に努めているところであります。次に、職員の意識の醸成につきましては、人口減少や少子高齢化が進み、社会構造の大きな変化を見据えたまちづくりが求められている中、市職員としての使命と責任を自覚させ、職務の遂行に必要な知識と技術を備えた企画力や想像力に富んだ職員を育成することは重要であると考えております。このため、美唄市人材育成基本方針に掲げる人材育成の基本テーマ、「市民と向き合い、改善・改革意識で、新しいことに、スピード感を持って積極的にチャレンジする職員」に基づき美唄市職員研修計画を策定し、職員の持つ能力を最大限に引き出すための研修を効果的に実施しているところであります。次に、内部統制制度の導入につきましては、総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の趣旨を踏まえ、各自治体の特性や状況に応じて、計画的に取り組むことが求められているところであります。しかしながら、導入に当たっては、「整備方針の策定」、「課題及び対策の整理」、「対象にするリスクの選定」、「評価及び評価結果の公表」、「組織体制の整備」など、検討課題も多岐にわたることから、長期的な視点に立って取り組む必要があるものと考えているところであります。

次に、自治体としての法務能力の向上についてであります。法務関係の庁内における

相談体制につきましては、法制を総括的に担当する総務課において相談を受けているところであります。また、法務省札幌法務局訟務部、空知総合振興局地域創生部地域政策課に法制サポート窓口が開設されているほか、民間会社との間で法制サポートの委託契約を締結するなど、職員がメール又は電話で法制に関する相談や意見交換、情報収集などが可能となる体制を整備しているところであります。次に、法務関係の研修につきましては、近年、福祉部門や情報関連部門などを中心に、業務における専門性の高まりが急速に進む中、業務を的確に遂行する能力を備えた職員の育成と確保が求められています。このため、採用から退職するまでの各職階に求められる役割と能力の習得に必要な研修を定めた美唄市職員研修計画に基づき、地方公務員に必要とされる基礎的な法制知識を養うことを目的に、法制執務研修、用字・用語研修、地方自治法研修、地方公務員法研修、財務研修のほか、研修専門機関に派遣し、高度な専門的知識や技能を習得させる研修として、北海道市町村職員研修センターや市町村アカデミー研修などを継続して実施し、職員の資質向上を図っているところであります。

●11番川上美樹議員　まずは、内部統制の強化について伺います。最近の報道の中で、大学生による違法薬物事件が発生しましたが、その事件に対する大学側の対応をめぐり、学校という一つの組織における内部統制の強化と、その改善計画、これに取り組み、統治機能を強化していくという考え方を大学側が示しました。地方自治体におきましても、これも一つの組織であります。各係、あるいは課

での事務処理において、何らかのミスが発生したり、処理が遅延してしまい、業務に支障が出て市民利益に影響が出るという場合は、職員個人の責任というより、どうしたらミスが発生しないようになるのか、内部の体制づくり、ルール作りが、それについての工夫が必要ではないか。リスクを回避するためにどのような在り方がいいのかを考えるべきかと思います。それぞれの業務によって考えられる課題は違いますから、今一度、内部統制の強化について、その制度設計について取り組んでいくべきだと思います。内部統制の制度については、事務事業のミス防止だけでなく、先ほども言いましたけれども、ハラスメント対策、こういったものも含まれます。美唄市役所の皆さんにおかれましては、日々市民のため、懸命に業務に取り組んでいただいているところとおもっています。私は、職員の皆さんが効率よく様々なリスクを回避するため、また、良い統制環境の中、仕事をしていただくことが市民の利益につながると 생각합니다。確かにご答弁いただいたとおり、多岐にわたる検討課題がありますので、長期的な視点に立って取り組まなければならないことと思いますが、これらのことについて、再度市長のお考えを伺います。

二つ目の自治体としての法務能力の向上について再度伺います。多くの係、課、部がある中で、それに関連した法的知識を習得することは、日常事務事業もある中で大変だと私は思います。ましてや係や課が変われば、民間にとっては転職したに等しいと感じます。本市では法制サポート体制を整備しているというご答弁を今いただきましたけれども、法

務知識のある専門の方、法曹有識者の職員の採用についても、任期付きあるいは非常勤でも検討するべきではないかと思います。職員が法的な面で調査する時間が多くなると、さらに仕事の量が増えてしまうことになり、結局は市民の利益を損なうことになると感じます。職員が法的な面で時間を割かなくても良いよう庁内に、身近に法曹有識者の職員を置くことで、安心して仕事ができる体制づくりは今後さらに重要になってくると考えますが、このことについて再度、市長のお考えを伺います。

●市長桜井恒君 市役所の内部統制についてであります。職員一人一人が業務に関わる法令その他の規範を理解し、遵守して、適正に業務を執行するとともに、ハラスメントの防止についての基本的な知識をしっかりと共有することで、職員にとっても、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現するほか、業務が効率的かつ効果的に達成されることにより、市民から信頼される市政の実現につながるものと認識しているところであります。このため、昨年10月に総務省よりまとめられた、「地方公共団体における内部統制制度に係る調査結果」を参考とし、内部統制制度の導入が義務付けられた都道府県や指定都市の事例について、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、法的な相談体制についてであります。法的案件の対応につきましては、専門性が求められることなどから、業務を遂行する上で、法的リスクを予防的に回避することを目的として、法律事務所と顧問弁護士契約を締結しているところであり、訴訟関係の迅速

な対応はもとより、通常業務における法律相談など、面談や電話、メールなどで必要なときに職員が相談できる体制を整備しているところであります。いずれにいたしましても、地方公務員に必要とされる研修などを継続して実施し、職員の資質向上を図るとともに、安心して仕事ができる体制づくりに努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員 令和5年第4回定例会一般質問において、大綱2件について、市長に伺いいたします。

1点目、市長公約についてであります。選挙公約の実現とマニフェストについてであります。市長は所信表明において、三つの基本政策を掲げ、一つ目に「市民の暮らしを守ることを最優先とする」とし、「全市民への1万円給付」、資材や肥料の高騰を受けている「農業者への支援」「間口除雪の要件緩和」「免許を返納しても安心して移動できる交通手段の確保」「市立美唄病院の機能・スタッフの充実」など、公約では、MR I の設置のほか、水道、道路などのインフラ劣化への計画的対応を掲げています。二つ目に「事業の優先順位を見直す」とし、行政サービスの量から質への転換を図るため、優先順位の高い事業への予算を重点配分し、事業の効果検証などの精査を行い、来年度以降の予算に反映させるとしている。公約では、「アルテピアッツァ美唄」「コミュニティFM」事業の見直しなどを掲げております。三つ目には「びばいの未来へ投資する」とし、小学校1年生からのコンピュータ教育の推進、習い事や塾など学校外活動の一

部助成、子ども議会の設置、保育環境の整備、1年を通じて子どもたちが安全に遊べる公園や屋内遊技場の整備など、また、公約では、3歳未満児の保育料無償化、全ての園児の給食費の無償化を掲げています。市長は、市民や事業者の声を聴き、情報の共有を図りながら進めていくとしています。令和6年度予算編成作業が進められている中で、市長選挙で掲げた公約の実現について、市民へ具体的に説明していく責任があると考えています。また、市民に対し、今後の政策を具体的に示すため、総合計画との整合性を踏まえた上で、来年度の予算も含め、事業名、実施時期、予算規模、期間、財源を記載したマニフェストを作成し、文書で提示、公表すべきと考えていますが、市長の考えを伺います。

大綱2点目についてであります。福祉行政についてであります。

一つ目に、生活困窮者自立支援事業の充実と子ども食堂についてであります。生活困窮者自立支援制度の意義としては、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティーネットを拡充し、包括的な支援体制を創設するとし、生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指すものとされております。本市においても、令和4年度決算報告書では、自立相談支援事業、新規相談件数61件、就労人員4人、生活住宅補助6件とありました。就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業については、任意事業であります。実績報告はなかったものであります。私はこの中でも、子どもの学習支援事業について注目しているところでございます。

物価高騰が続く中で、生活が困窮している子育て家庭の支援がより必要と考えています。貧困の連鎖を防止するためにも、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施していく必要があると考えております。実施している自治体の1例を挙げれば、週1回、居場所型の子ども学習支援を実施し、住民ボランティアとの世代間交流やおやつを提供し、月に1回、食育の日として、住民ボランティアや地域団体等とも連携し、食事を提供しているという例でございます。子どもがどんな生活環境にあったとしても、支援することで、学校の勉強の復習や宿題に取り組む姿勢、学習意欲や社会性の育成を行い、未来にわたって持続可能な地域社会を作ることが大切であると考えております。さらには、社会福祉協議会や民生児童委員、教育委員会とも連携し、どんな子どもでも参加でき、居場所や食事を提供し、子ども食堂への展開につなげていく、これこそ市長が掲げる「びばいの未来への投資」ではないでしょうか。市長の考えを伺います。

2点目として、福祉総合相談窓口の設置についてであります。実際の福祉施策に総合相談という制度はないと聞いておりますが、福祉事務所や保健所、地域包括支援センターなどの様々な相談機関の多くの職員が対応できる制度やサービスがない制度の谷間の課題が複合していて、一つの機関では支援できない、複合多問題、支援の糸口が見つからない、支援拒否、セルフネグレクト等を理由に支援に結びつかない結果、虐待や孤立死など、問題が深刻化してしまうケースが少なくないと言っております。こうしたことが起きる要因の

一つに、行政や相談機関の縦割りが挙げられますが、それだけではなく、根本的に要因としては、単身世帯の増加や個人の価値観・ライフスタイルの変化、雇用環境の変化、家族・地域・職場の互助的な役割の低下など、社会構造の変化と、それに伴う「社会的孤立・排除」「経済的困窮」という新しいリスクの増大があるとしています。これらの変化に対応するには、従来の支援と支援の体制を見直さなければ対応できなくなっているとの認識が必要となっております。私が調査した中で、苫小牧市では、福祉総合相談窓口を開設し、ホームページで「市民の皆様が抱えている困りごとや、どこに相談していいかわからない悩みごとを幅広くお受けします」と大きく掲載し、キャッチフレーズとして、「1人で抱え込まずにご相談ください」と掲載しておりました。私は、このような取組は素晴らしいと考えております。市長は、高齢者の生活を守る安心安全、健康に暮らせる環境づくりを進めるとしています。相談支援体制の拡充に向けた多機関連携による展開や、従事職員のスキルアップ、支援の質の向上に向けた仕組みづくりなど、課題を整理し、悩みごと、困りごとを抱える市民のために「福祉総合相談窓口の設置」に取り組むべきと考えますが、市長の考えを伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 選挙公約の実現とマニフェストについてであります。私が市長選挙において掲げた公約については、衰退していく美唄の再生を図るため、これまでの民間での経験をふるさと美唄のまちづくりに生かしていきたいという思いで、多くの方々の対話を重ねる中で、市民の皆様の暮らしを

守る事業を最優先に、様々な課題解決を図りながら、美唄に希望を持って住み続けられるまちづくりを進めるために掲げたもので、この任期の中で実現しなければならないものと認識しております。この公約の実現のため、現在、それぞれの公約事業のロードマップを作成しているところであります。このロードマップでは、事業の実施内容やそのスケジュール、予算見込みなどを盛り込んだものとしており、年度内に公表し、毎年度、更新していきたいと考えているところであります。なお、公約事業の実施に当たっては、国や道の補助金や有利な起債の活用など、財源の確保に努めてまいります。

次に、生活困窮者自立支援事業の充実と子ども食堂についてであります。市では生活困窮者自立支援制度の必須事業と併せて、任意事業である「生活困窮者等就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」を実施しているところであります。任意事業である「子どもの学習・生活支援事業」については、事業実施していないところでありますが、市内の高校生の大学等への進学率が令和2年度で64.8%に達し、全国平均の55.8%を上回っている状況であることと、被保護世帯の高校の進学率も毎年100%に達しております。なお、準要保護世帯について、状況把握はできていないところであります。貧困の連鎖の防止や子どもの居場所づくりの観点から必要性は感じるものの、状況把握やニーズ調査などが十分できていない中での事業化は難しいと判断しているところであります。さらに、そうした状況の中での子ども食堂の事業展開も困難であると考えているところであります。従い

まして、今後、関係部局や関係機関などと十分協議を行い、まずは実態把握に努めるとともに、どのような事業の目標や展開が望ましいのか、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、福祉総合窓口の設置についてであります。本市では、「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活相談の対応は福祉分野をはじめ、税、住宅、水道及び生活環境等の各課窓口業務の担当部署で受けた生活相談に対しまして、福祉部門及び関係部署、市内の関係機関等を参集し、地域ケア会議や支援調整会議を開催し、横断的な連携による情報共有、各種サービスの情報提供、課題解決に向けた役割分担や支援に取り組んでおり、これまで数多くの生活困窮者の生活再建や、相談者の課題解決の実績を重ねているところであります。加えて、問題意識のない方や、サービス提供を拒否する方などの困窮状態の可能性がある方の早期発見・早期支援について相談を待つのではなく、アウトリーチで支援に移行している現状にありますことから、情報収集の在り方や情報ネットワークの充実強化に取り組んでまいりたいと考えているところであります。なお、相談支援体制の取組について、広報紙やホームページ等において周知しているところでありますが、さらに効果的な市民周知について、検討してまいりたいと考えております。

●1番永森峰生議員 福祉行政についての部分で2点、再質問させていただきます。

まず、1点目についてであります。生活困窮者自立支援事業の充実と子ども食堂についてであります。貧困の連鎖の防止や子どもの居

場所づくりについては、必要性を感じているが、状況把握やニーズ調査が十分にできていないから、事業実施はできないということがあります。過去にも同様の質問があったと聞いております。これまで状況把握のためのアンケートなどの調査結果について伺うとともに、結果を踏まえ、どのような認識をしたのか伺います。また、現在の社会情勢は、物価高騰などにより、ひとり親家庭をはじめ、子育て家庭の生活状況はさらに苦しくなっていると想像できます。ニーズについても変化している可能性があります。市長は、市民の声を聞いて政策を進めていくとしています。事業の目標や事業展開について、調査研究をするのではなく、改めて、ひとり親家庭や子育て世帯に対し、子どもへの学習支援や子ども食堂への参加意向調査を早急に実施した上で判断すべきではないでしょうか。市長の考えを伺います。

2点目について、福祉総合相談窓口の設置についてであります。各課窓口で受けた生活相談については、福祉部門及び関係部署、民生児童委員、社会福祉協議会、医療機関、介護事業所等の関係機関から作る地域ケア会議や支援調整会議という組織の中で幅広く課題解決に向けた支援体制やアウトリーチの支援についても取り組んでいるということですから、市民に対し、悩みごと、困りごとについて、福祉の窓口では、幅広く総合的に受けていることを苦小牧市のように、ホームページに大きく「どんな困りごとや、どこに相談していいかわからない悩みごとも幅広く相談を受けます」とか、「ひとりで抱え込まずにご相談ください」というキャッチコピーを掲

載するとともに、広報紙メロディーにパンフレットを折込むなど、徹底した周知について早急に取り組むべきと考えます。市長の考えを伺います。

●市長桜井恒君 事業の目標や事業展開についてであります。生活困窮と思われる世帯に特化した調査は実施していないところでございますが、コロナ禍を経て、社会が以前の生活を取り戻しつつある中、物価高騰などにより市内の子どもたちの生活環境に変化が生じているものと考えております。また、子ども学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を防ぐという趣旨や、学習障害、ヤングケアラー等の社会問題が表面化する社会情勢から、子ども施策の充実は大変重要なことと考えているところであります。しかしながら、子ども学習・生活支援事業から、子ども食堂のような居場所づくりに至るまでの事業展開には、市内の子どもたち全員を対象としつつ、支援が必要な子どもや世帯に焦点を当てた支援事業の実施は、関係部局、関係機関との綿密な協議や連携体制が必要と考えております。どのような取組が効果的で、子どもたちの将来に有効な事業展開になるのか、今後の実現に向けて庁内横断的に調査を行い、十分協議してまいります。

次に、福祉相談窓口の周知についてありますが、国は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法等の一部改正により、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を、一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることとなったところであります。市といたしましては、これまでの生活課題の多くは経済的

困窮に伴う事例でありますことから、生活困窮の相談窓口で対応しており、介護や子育てのみならず、引きこもり、納税及び転居の希望まで、福祉部門を始め、関係者を集めた各種会議にて、課題整理や支援方策を見極め、組織的に対応することで、持続的に市民への支援となるよう努めております。また、断らない相談の充実に向けて、関係部署の職員及び関係者の意識の向上を図り、今後も市民一人一人の相談に傾聴しつつ、多職種と連携を図りながら、問題解決に向けて適切な支援が行えるよう今後も努めてまいりたいと思います。さらに、市民の声を聞く窓口があることを広報紙やホームページ、折込みチラシなどにおいて、より市民に分かりやすい表現で、記事を掲載するとともに、相談しやすい窓口環境づくりに努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

12番楠徹也議員。

●12番楠徹也議員 令和5年第4回定例会において、大綱2点、市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱1点目は、農業行政について3点市長に伺います。今年の夏の暑さは日本のみならず世界中で異常な気象をもたらしました。今年の7月の世界平均気温が月別の最高気温を更新したとも言われており、地球温暖化の時代は終わった、地球沸騰化の時代が到来したと危機感を示した方もいたほどでした。

そこで1点目は、本市においても、今年の猛暑の影響を受けて、農作物の品質や収量が低下しております。本市の主な農作物の品質と収量について伺います。

次に、2点目の水田活用の直接支払交付金に

ついてですが、春の大豆作付前や秋小麦収穫後に田に水張りをした農業者が多くいました。今年の水張り面積はどのくらいだったのか。水を張った方は、全員水張りの条件をクリアできたのか。また、水を張っている途中で水が足りなくなるなど、何も問題がなかったのかを伺います。

次に、3点目の水田の畑地化についてですが、本市でも、畑地化に向けて手を挙げた方もいたと聞いております。どのぐらいの人数で、面積はどのくらいだったのか、また認定された方はどのぐらいいたのか伺います。

次に大綱の2点目、教育行政1点、教育長に伺います。学校の暑さ対策と夏季休業日の延長についてですが、市内の小中学校へのエアコンの設置について、先ほど同僚議員の質問もありましたが、若干違いがありますので、質問させていただきます。9月議会でも多くの議員から質問があり、早い時期に設置してまいりたいと考えているとの答弁がありました。また先日、この議場で行われました美唄中学3年生の子ども議会では生徒からも今年の夏は本当に暑く大変な毎日で、エアコンの設置を望む質問もありました。このように、小中学校の暑さ対策が急務であり、エアコンを設置し、子どもたちがより良い学習環境の中で、安心して学びに向かえるようにすることが大切だと思いますが、予算計上はいつ頃になるのか伺います。さらに暑さ対策として、道立学校においては、夏休みの期間を延長するという報道がされておりますが、本市ではどのように考えているのか、教育長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 今年の農作物の品質と収量についてであります。本市で作付し

ております主なものとして、米、小麦、大豆、アスパラガス及びハスカップの5品目についてお答えします。初めに、米につきましては、記録的な猛暑の影響などによる「乳白粒」が多く発生したほか、タンパク値も高くなり、農政事務所が公表する作況において、南空知は「103」となっておりますが、農業者の方々からは、現状と乖離しているとの声も聞いております。移植時期や品種により収量に差が生じている状況となっております。小麦につきましては、成熟期が早まり、登熟期間が短めとなったものの品質は良好で、おおむね平年並みの収量となっております。大豆につきましては、8月の猛暑、9月以降の降雨の影響により、しわ、カビの発生が目立ち、平年より低い収量となっております。アスパラガスにつきましては、昨秋に発生した病気の影響により春芽が細く、高温で穂先が開き規格外品が多くなるなど、やや不良となっております。ハスカップにつきましては、花数が多く、開花も早かったことから、品質、収量ともに良好となっております。

次に、水田活用の直接支払交付金についてありますが、水田活用の直接支払交付金における必要時に水稻を作付できることなどを確認するための30日間の水張りにつきましては、1件において用水が切れたことに伴う影響により中止となったものの、37戸、約147haで問題なく最後まで実施しております。

次に、水田の畑地化についてありますが、畑地化促進事業への申請戸数と面積につきましては、7戸、約15haとなっており、そのうち認められた戸数は1戸、約3haとなっております。また残りの6戸、約12haにつきましても、

今年度中に認められる予定となっております。

●教育長石塚信彦君(登壇) 小中学校へのエアコンの設置についてであります。教育委員会といたしましては、これまでの議会議論やエアコンの設置を望む1,400人を超える署名などからも、設置の必要性を感じているところであり、早期の整備に向け、令和5年度中の予算化を予定しております。次に、学校の休業日についてありますが、北海道教育委員会におきましては、本年11月に道立学校管理規則の改正を行い、来年度から道立高校と特別支援学校の夏季と冬季を合わせた休業日の総日数を現行の「50日以内」から「56日以内」とし、各学校長が総休業日数56日の範囲内で設定できるようにしたところであります。本市につきましては、美唄市立学校管理規則において、夏季休業日は「7月20日から8月31日までの間」、冬季休業日は「12月20日から翌年1月25日までの間」における、それぞれ25日以内と規定されているところであります。また、夏季と冬季を合わせた休業日の総日数の範囲内で、それぞれの休業日の日数を変更することができるとも規定されております。このため、令和6年度については、夏の暑さを考慮し、市内小中学校において、夏季休業日を「7月26日から8月22日までの28日間」、冬季休業日を「12月25日から翌年1月15日までの22日間」と予定しているところであります。

●12番楠徹也議員 農業行政について2点、教育行政について1点、再質問させていただきます。

農業行政の1点目、今年の農作物の品質と収量についてですが、農作物の品質の低下や収量の減少、物財費の高騰により農家所得が減

少しております。市として対策は何か考えているのか伺いいたします。

次に農業行政の2点目、水田の畑地化についてですが、畑地化することにより、交付金を受けられなくなるばかりか、離農等の際に農地の受け手が見つからず、耕作放棄地となることも考えられますが、このことについて市はどのように考えているのか市長に伺います。

次に教育行政、学校の暑さ対策と夏季休業日の延長についてですが、答弁で、小中学校のエアコンの設置について、令和5年度中の予算化を予定しているとのことでしたし、先ほど同僚議員のご質問の答弁の中には7月中の設置ということがあったかと思えますけれども、来年の夏も猛暑になるかどうか分かりませんが、補正予算を組むなどして早くしなければ、本当に必要とされる夏の時期に間に合わないのではないかと思います。教育長の考えをお伺いいたします。

●市長桜井恒君 農家所得の減少への市の対策についてであります。今日の農業情勢は、肥料、燃料、農薬及び包装資材などの高騰とともに、今年度は品質が低下する作物も見られるなど、農家所得の減少につながっているものと認識しております。この中で、本議会において提案させていただきました、農業経営緊急支援事業などのほか、来年度においても、本市農業が持続可能となるための事業など必要な支援を行ってまいります。

次に、耕作放棄地の発生と対策についてですが、現在、美唄市の農地面積は約9,400haとなっており、そのうち耕作放棄地として把握している農地はないものの、今後、転作していた農地が畑地化された後も、健全

な農地を次の担い手の方々に引き継いでいただく必要性を理解しております。こうしたことから、農地を次の担い手へ引き継がれる場合に畑地化した農地につきましても、健全な農地として維持できるよう、関係機関と必要な対策を検討してまいります。

●教育長天野政俊君 小中学校へのエアコンの設置についてであります。今年の猛暑に象徴されるような近年の異常気象により、北海道内においても年々暑さが増す中、児童・生徒が健康で安心して学ぶことができる学習環境の確保は、喫緊の課題であり、エアコンの設置の必要性については強く感じているところであります。このため、早期に工事を進めることができるよう整備に要する有効な財源確保や補正予算の計上時期も含め、市長部局と十分に協議してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午前 11 時 47 分 延会

